

企業誘致・商工業振興助成制度について

宮田村では、村内への企業誘致、商工業の振興を促進しています。
 村内へ新たに進出する企業等（新規企業）や村内の既存商工業等（既存企業）が新たに取得あるいは拡大する施設や用地について、投下固定資産の取得額を対象に、固定資産税相当額を一定率助成します。
 ※土地の取得を伴う場合は取得後2年以内に着手したものとします。

制度の内容	村内に工場・店舗その他事業所等を新設、移設、増設又は空き工場を取得した者に対し、新たに取得した固定資産について予算の範囲内において固定資産税相当額の一定率を助成金として交付する。							
区 分	対象地域	助 成 対 象		助成率				
				助成額：投下固定資産税相当額				
				区分	土地	家屋	償却資産	
工場設置	村内一円	新設	村内に工場等を有しない者が、新たに村内に工場を設置するもので、土地・家屋及び償却資産の初期投下固定資産取得額が3億円以上で、かつ新規雇用が10人以上期待できるもの	第1～3年度	100%	100%	100%	
				第4年度	50%	50%	-	
				第5年度	25%	25%	-	
			新設	村内に工場等を有しない者が新設する上記以外のもので、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの	第1年度	100%	100%	100%
					第2年度	75%	75%	50%
					第3年度	50%	50%	-
		移設	村内に工場等を有する者が村内にその全部又は一部を移設した場合、移設に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの	第1年度	100%	100%	100%	
				第2年度	50%	50%	-	
		増設	村内に工場等を有する者が、当該施設を増設する場合、増設に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの（改築分対象外）	第1年度	100%	100%	100%	
				第2年度	50%	50%	-	
第3年度	25%			25%	-			
上記のうち中小企業者が行う場合、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が1,500万円以上（改築分対象外）	第1年度			100%	100%	100%		
	第2年度	50%	50%	-				
空き工場取得	取得	村内の空き工場の取得に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの	第1年度	100%	100%	-		
店舗その他の事業所等設置	新設 移設 増設	土地・家屋の初期投下固定資産取得額が1,000万円以上（改築分対象外）	第1年度	100%	100%	-		
		上記のうち小規模事業者が行う場合、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が500万円以上（改築分対象外）	第1年度	100%	100%	-		
借地工場用地の取得	取得	既設工場用地が借地であり、これの取得に係る土地の投下固定資産が1,500万円以上のもの	第1年度	100%	-	-		
申請・支払	固定資産取得日の翌年の6月30日までに、村長に指定申請書を提出、審議会の審査により指定決定し、固定資産税課税年度末までに支払。							
申請書類	○指定申請書 ○土地売買契約書写及び登記事項証明書 ○家屋は工事契約書写及び設計図書 ○償却資産は売買契約書写し（家屋・償却資産取得明細表） ○法人定款写し、登記事項証明書 ○その他							

お問い合わせ先

宮田村役場 産業振興推進室 商工観光係
 〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村98番地
 電話 : 0265-85-5864 FAX : 0265-85-4725
 E-mail : sangyo@vill.miyada.nagano.jp